

エレベータの操作基準

項 目	基 準	急 所
01 運転方法等の周知	操作取り扱いを知らない者に運転させない。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該課の許可を得る（修理中ではないか確認）。 ・運転に必要でないスイッチに手を触れない。 ・電動式扉には手を触れない。 ・扉に荷を接触させない。 ・カゴの天井に長尺物を接触させない。 ・扉の敷居溝に異物を入れない。 ・カゴが正常に停止し、戸開きしたのを確認してから荷役をする。 ・異常がある場合は直ちに当該課に連絡する。 ・使用後は必ず戸を閉める。
02 故障時の措置	故障した場合の措置を知らない者だけで運転しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・故障の場合には先ず運転スイッチを切る。 ・非常ベル、電話等で管理室に連絡して指示を待つ。 ・みだりに戸を開き脱出するのは危険である。
03 過負荷の禁止	定格積載荷重以上を負荷して使用してはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重の判らないものを積載しない。 ・過大な長尺物を積まない。